

和歌山県立医科大学研究活動活性化委員会設置規程

制 定 平成18年4月1日和医大規程第106号

最終改正 令和3年3月29日和医大規程第107号

(設置)

第1条 和歌山県立医科大学において、各種助成事業の公募における教員等の推薦又は選考をするため、和歌山県立医科大学研究活動活性化委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(審議事項)

第2条 委員会は、学長より諮問のあった次の事項を審議し、その結果を学長に答申する。

- (1) 学外の団体等からの各種助成事業に係る教員等の推薦又は選考に関する事項
- (2) その他医学、保健看護学及び薬学の研究奨励に係る教員等の推薦又は選考に関する事項

(組織)

第3条 委員会の委員は、医学部教授のうち、教養・医学教育大講座から1名、基礎医学部門から3名、臨床医学部門から4名、保健看護学部教授のうちから3名及び薬学部教授のうちから3名を学長が指名する。

- 2 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認める場合は、学内外の者を委員に指名することができる。

(委員の任期)

第4条 前条第1項の委員の任期は3年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 前条第2項の指名により委員となった者の任期は、前条第1項の委員の在任期間と同じとする。
- 3 任期中に委員が欠けた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置くものとし、委員の互選によりこれを定める。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、研究推進課において行う。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会で定める。

附 則

- 1 この規程は、平成18年5月15日から施行し、平成18年4月1日から適用する。
- 2 和歌山県立医科大学医学部医学研究奨励選考委員会規程（平成9年5月21日和医大規程第7号）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成19年5月22日から施行する。
- 2 この規程施行後、追加で選任される委員については第4条の規定にかかわらず、その任

期を平成20年3月31日とする。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年5月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。